

## 生保 2 (問題)

問題 1. 次の設問に解答せよ。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(30 点)

- (1) 相互会社における事業年度末の社員配当準備金明細表及び社員配当準備金・社員配当金の経理処理に関し、以下の空欄を埋めよ。

社員配当準備金明細表

項目	金額	摘要
前年度末現在高	3, 0 0 0	・前年度末積立配当金・①配当金等
②からの繰入額	3, 5 0 0	
利息による増加額	1 0 0	・積立配当金の利息による増加
支払による減少額	3, 2 0 0	
その他による増減額	0	
当年度末現在高	3, 4 0 0	

上記明細表に基づく③の支払に係る仕訳(注)

④	3, 2 0 0	③	3, 2 0 0
---	----------	---	----------

積立配当金のうち利息により増加した部分に係る仕訳

⑤	1 0 0	④	1 0 0
---	-------	---	-------

(注) 期中に③として支払い処理した金額の合計額に対応する処理である。なお、期中の③の支払いを④の減少で処理している会社にあつては、この振替処理は不要である。

(2) 保険業法施行規則第六十九条（生命保険会社の責任準備金）について、以下の空欄を埋めよ。

第六十九条（生命保険会社の責任準備金）

生命保険会社は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該決算期以前に収入した①を基礎として、当該各号に掲げる金額を法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従って計算し、責任準備金として積み立てなければならない。

一 ②

保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、③に基づき計算した金額（第二号の二の払戻積立金として積み立てる金額を除く。）

二 ④

未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、決算期において、まだ経過していない期間をいう。次条及び第二百十一条の四十六において同じ。）に対応する責任に相当する額として計算した金額（次号の払戻積立金として積み立てる金額を除く。）

二の二 払戻積立金 （省略）

三 危険準備金 （省略）

2～5 （省略）

6 第一項第三号の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

一 第八十七条第一号に掲げる保険リスクに備える危険準備金

二 同条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

三 同条第二号の二に掲げる⑤に備える危険準備金

7 （省略）

(3) 生命保険会社に関する税金について、次の①～⑤にあてはまる税金の名称を記せ。

① 適格退職年金制度等の積立金に対して課せられる税金。退職年金業務等に係わる生命保険会社等が納税義務者となる（平成20年3月までの間に開始する事業年度の適格退職年金制度等の積立金については、課税されないこととされている）。

② 土地、建物、償却資産に対して、その資産所在地の市町村などが所有者に課する地方税。

③ 課税標準が収入金額である地方税。

④ 都市環境の整備に要する費用のため、指定都市における事務所、事業所の新築もしくは増築に対して課せられる税金。

⑤ 財産権の創設、移転、変更などを証明すべき証書、帳簿などを作成する者に課する税金。生命保険会社で課税される証書は、保険料領収書、保険証券が多く、そのほかに不動産売買契約書等が該当する。

(4) ショート・フォール・アプローチに関し、以下の空欄を埋めよ。

モダン・ポートフォリオ理論の平均・分散アプローチによれば最適なポートフォリオは  上の各点に決定される。さて、一般勘定の場合のように利率保証の制約がある場合において選択可能な最適ポートフォリオを得るためには、 に利率保証の制約線を入れて考察する必要がある。この手法をショート・フォール・アプローチという。収益率の分布として正規分布を仮定し、保証利率割れとなる確率が  $\varepsilon$  となるようなリスクとリターンを示す利率保証の制約線を以下の記号を用いて式で表すと、

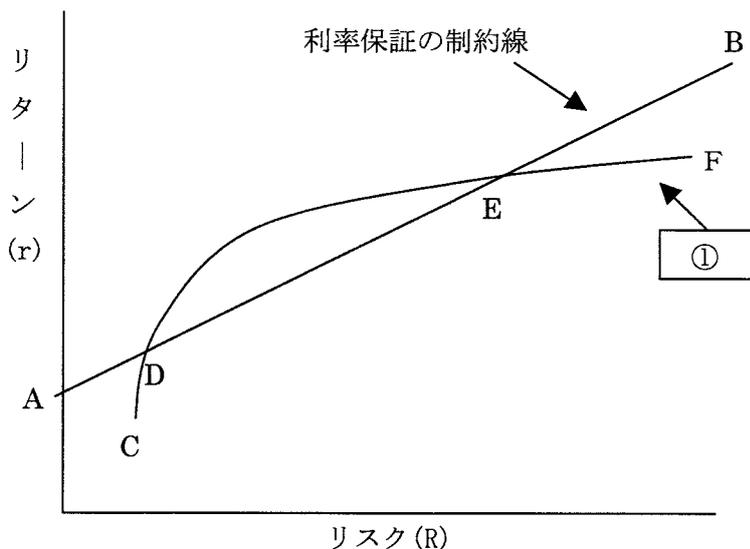
$$r = \text{$$

の関係で表される。

[記号]  $i$  : 保証利率、 $R$  : リスク、 $r$  : リターン、 $\sigma(\varepsilon)$  : 危険率  $\varepsilon$  の信頼区間係数

下図で利率保証の制約線上を含む左上が予め定められた確率で保証利率を確保できる領域である。したがって、利率保証を行う場合選択可能な最適ポートフォリオは下図の  上の記号   の区間に限定されることになる。

ところで、保険契約の負債特性として長期的で流動性の低いものである場合、株式のように短期的には収益の変動が大きい、長期的には平均して高い収益率を期待できるリスク性資産への投資が可能と考えられる。このことは、保証利率割れの確率に対する許容度が大きいことを意味し、ショート・フォール・アプローチにおいては利率保証の制約線の傾斜が  し、利率保証の制約線は  にシフトすることを意味する。



(5) 支払備金についてその意義も含め簡潔に説明せよ。

(6) 生命保険会計の特徴である「保険期間の超長期性」および「群団性」について、それぞれ簡潔に説明せよ。

問題 2. 次の設問に解答せよ。〔解答は所定の解答用紙に記入すること〕 (30 点)

(1) 平成 8 年・大蔵省告示第 48 号第 5 項に規定されている、変額年金保険等の最低保証に係る保険料積立金の積立方式である「標準的方式」を簡潔に説明せよ。また、それを使用する場合における留意点を挙げ、金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」の記載内容を踏まえ簡潔に説明せよ。

(10 点)

(2) 相互会社が有配当保険と無配当保険を併売する場合における留意点を挙げ、公正・衡平な取扱いおよび収益性・健全性確保の観点を含めて簡潔に説明せよ。

(20 点)

問題 3. 次の (1) (2) のうち、1 問を選択し解答せよ。〔解答は汎用の解答用紙に記入すること〕

(40 点)

(1) 区分経理について下記の問に答えよ。

① 区分経理を行うことの意義を列挙せよ。 (5 点)

② 保険商品および販売チャネルの多様化等の環境の変化を踏まえ、生命保険会社における今後の区分経理の活用方法について、活用時の留意点を含めアクチュアリーとして所見を述べよ。

(35 点)

(2) 生命保険会社の自己資本について下記の問に答えよ

① 自己資本の機能を列挙せよ。 (5 点)

② 生命保険会社のソルベンシーについては、近年、充実する方向にあると考えられる。このような状況を踏まえ、ソルベンシーの検証方法も含めた自己資本(広義の自己資本を含む)政策のあり方について、アクチュアリーとして所見を述べよ。なお、解答にあたっては相互会社または株式会社のいずれかを選択し、冒頭に明記すること。

(35 点)

以上

## 生保2 解答例

### 問題1

(1)

- ① 未払 ② 前年度剰余金 ③ 社員配当金 ④ 社員配当準備金  
⑤ 社員配当金積立利息繰入額

(2)

- ① 保険料 ② 保険料積立金 ③ 保険数理 ④ 未経過保険料 ⑤ 最低保証リスク

(3)

- ① 特別法人税 ② 固定資産税 ③ 法人事業税 ④ 事業所税 ⑤ 印紙税

(4)

- ① 有効フロンティア (又は「効率的フロンティア」) ②  $i + \alpha(e) \times R$  ③ D ④ E  
⑤ 低下 ⑥ 下方

(5)

保険金等で、

A. 支払義務が発生しているが、決算期においてまだ支出として計上していない保険金等

B. 決算期においてまだ支払事由の発生の報告を受けていないが、支払事由が既に発生したと認められる保険金等 (既発生未報告備金: IBNR 備金)

がある場合、「支払備金」として積み立てなければならない。

生命保険会計における費用の計上基準は発生主義である。実務上は、期中の保険契約上の保険金等を、その支払時に現金主義により処理し、事業年度末において「支払備金」勘定を用いることによって発生主義による処理に修正する。

(6)

<超長期性>

一般事業会社では一般に仕入から販売まで短期間で完結するために週・月単位で損益の測定が可能だが、生命保険契約は契約の全期間を通じて生じる一定の偶発事故に対して保険給付の支払を約しており、かつ契約は数年から数十年にわたる。このため、生命保険会社は超長期にわたって適正な支払能力の確保が必要であり、この点から資産評価の保守性と支払準備のための準備金の充実という特性が生じる。また、支払能力の確保

と期間損益の把握は裏腹の関係にあり、支払能力の評価により期間損益の評価（剰余）も異なる。真の剰余は群団の消滅まで確定しない。

#### <群団性>

保険制度は大数の法則を前提としており、一定の群団を目的毎に設定し、群団間の公平性を図りつつ支払能力の確保を図っている。期間損益の適正化および税務等の要請から個々の契約に注目した経理処理が求められることもあるが、特に責任準備金の評価においてこの群団性を前提とした解釈をすることが必要である。

### 問題 2

#### (1)

##### <「標準的方式」の内容について>

「標準的方式」により計算される保険料積立金は次の①から②を控除した金額である。

- ① 一般勘定における最低保証に係る保険金等の支出現価
- ② 一般勘定における最低保証に係る純保険料の収入現価

##### <「標準的方式」を使用する場合における留意点>

[全般]：通常予測されるリスクに対応するものとして、標準的な計算式によって、概ね 50%の事象をカバーできる水準に対応する額を算出するものとする。

[予定死亡率]：最低死亡保険金保証が付された保険契約においては死亡保険用の標準死亡率を、最低年金原資保証が付された保険契約については年金開始後用の標準死亡率を、両方の保証が付された保険契約においては、保険料積立金の積立が保守的となる方の標準死亡率を使用する。

[割引率]：割引率として標準利率を使用する。

[期待収益率]：期待収益率として標準利率を使用する。

[ボラティリティ]：資産種類に応じて以下のボラティリティを使用する。なお、下記以外の資産種類のボラティリティに関しては過去の実績等から合理的に定めたものを使用する。

国内株式：18.4%、邦貨建債券：3.5%、

外国株式：18.1%、外貨建債券：12.1%

[予定解約率]：以下の点に留意したうえで、過去の実績や商品性等から合理的に定める。

- ・特別勘定の残高が最低保証額を下回る状態にあるときの解約率が、特別勘定の残高が最低保証額を超える状態にあるときの解約率より低い率とする。
- ・解約控除期間における解約率が、解約控除期間終了後の解約率と比べ、低い率とする。
- ・最低年金原資保証が付された保険契約で、年金開始前における特別勘定の残高が最低保証額を下回る状態にある場合において解約率を保守的に設定する。

・設定した予定解約率について、解約実績との比較などにより、検証を行う。

[その他の基礎率]：過去の実績や商品性等から合理的に設定する。

(2)

[相互会社の無配当保険契約の取扱い]

相互会社が無配当保険を販売する場合、その契約を社員権を有する「無配当保険社員」契約とする考え方と社員権を有さない「非社員」契約とする考え方がある。

しかし、「無配当保険社員」契約とする考え方は、「剰余金分配権」を持たない無配当保険の契約者に有配当保険の契約者と同様の社員権（共益権）認めることとなり、剰余金の分配にかかる議決を歪めるという問題があるため、一般的に無配当保険契約は「非社員契約」として認められてきた。

法令上でも、保険業法第 63 条第 1 項において「相互会社は、剰余金の分配のない保険契約その他の内閣府令で定める種類の保険契約について、当該保険契約に係る保険契約者を社員としない旨を定款で定めることができる。」とあり、相互会社は、無配当保険契約を「非社員契約」として定款で定めることができる。

無配当保険契約を「非社員契約」として定める場合、法令上では次の制限がある。

保険業法第 63 条第 3 項において「相互会社が行う第 1 項の保険契約に係る保険の引受けは、内閣府令で定める限度を越えてはならない。」とあるように、相互会社の無配当保険の引受けには「限度」が設けられている。具体的には、（再保険契約に係る保険料を調整した後の、）社員契約と非社員契約からの保険料収入の合計額に対する非社員契約からの保険料収入の割合が「20%」を越えてはならないと定められている [保険業法施行規則第 33 条]。なお、非社員契約に係る保険の引受けの限度についても、定款に定めることが求められている。

また、保険業法第 63 条第 4 項において「相互会社は、第 1 項の保険契約に係る保険の引受けをする場合には、内閣府令で定めるところにより、当該保険契約に係る経理を、社員である保険契約者の保険契約に係る経理と区分してしなければならない」とあるように、相互会社にあつては、非社員契約の無配当保険には区分経理を行うことが求められている。

[公正・衡平な取扱い]

相互会社が無配当保険を販売する場合の公正・衡平な取扱いについて考える場合、「非社員契約」と「社員契約」との取扱いと、非社員契約である無配当保険から得られた利益や損失を「社員契約」間で分配する際の取扱いの、両方の観点から考える必要がある。

「前者」について、無配当保険は、事後精算をしないことを前提に、より現実の期待値に近い率を用いることで安価な保険料を実現することができる。それに対して社員配当で事後精算を行なう有配当保険の「実費負担」を、どのように公正・衡平な形で設定

するかという点について留意する必要がある。

「後者」については、非社員契約である無配当保険から得られる利益・損益は、最終的に社員である有配当契約者に帰属するものであり、社員である有配当契約間でどのように公正・衡平に分配するかという問題もある。しかし、後述のとおり、非社員契約の無配当保険勘定でのセルフサポートが前提となっている以上、非社員契約の剰余はむやみに社員契約へ流用するのではなく、非社員契約の勘定内に十分な内部留保を確保することがまず求められる。

#### [収益性・健全性確保]

保険相互会社の無配当保険から得られる利益・損益は、最終的に区分勘定を通じて有配当保険の契約者に帰属し、有配当保険契約の収益性・健全性にも影響を与える。そのため、経理の区分は、あくまで剰余金の分配のある有配当契約と、剰余金の分配のない無配当契約とを相互会社の管理会計上区分して損益の管理及び剰余金の源泉を明確にするためのものに過ぎないとも考えられる。

一方で、無配当保険の収益性・健全性は、第一義的に無配当保険区分の中で確保されること（セルフサポート）が要求されるため、無配当保険から生じた利益をむやみに流用し有配当保険契約に振替えるのではなく、無配当保険の勘定内で一定の内部留保を行なうことがまず求められる。

ただし、無配当保険は安価な保険料を提供できる代わりに、保険料に「配当」というバッファが無く、収益性が安定しないことから、利益留保を意図的に厚くするなど、内部留保の水準には十分な検討が必要である。

また、無配当保険の販売当初は、無配当保険からの利益だけでは必要なソルベンシーを確保することができないばかりか、新契約費負担や（基礎率の設定水準によっては）標準責任準備金に対する積み増し負担により損失が発生すると見込まれるため、自己資本の財政的圧迫について問題ないか、また自己資本のうち、どの程度無配当保険に割り振ることができるか確認が必要となる。

そして、無配当保険契約に対する通常の危険を超える危険に対するバッファ財源は、主に「基金のうち無配当保険契約に割り振られたと想定される部分」、「無配当保険区分内の内部留保（危険準備金など）」、「併売する有配当保険の剰余（出資）」などから構成される。

#### 問題 3 (1)

①

- i) 利益還元の公平性・透明性の確保
- ii) 保険種類相互間の内部補助の遮断
- iii) 事業運営の効率化

- iv) 商品設計や価格設定面での創意工夫などを図る
- v) キャッシュフロー分析を通じて資産運用に係るリスク管理の充実を図る

※ i) から iv)までの解答で満点とした。

②

この解答例では、保険商品および販売チャネルの多様化する中で、利源別収益を軸とした総量把握および継続率、新契約率、事業費率、利回り等の効率コントロールという間接的な収益管理に加え、商品毎、販売チャネル毎等の直接的な収益管理、リスク管理・商品開発等が重要性であり、区分經理を利用し、それらを実施していくことを所見として記載している。当然、多様な考え方があって然るべきであり、以下は解答の1つの例である。

#### 1. 保険商品の特性に合わせた収益管理の重要性の高まり

消費者のニーズが拡大する中で、利率変動型商品・外貨建商品などのように資産運用結果を契約者価額に反映させた商品、非喫煙者保険・無選択型保険のように他の商品と保険リスクの異なる商品、低解約返戻金型保険のように新たなリスクを持った商品の発売等、商品の多様化、複雑化が進んでいる。

さらに、銀行窓販、インターネットやダイレクトメール、通販等販売チャネルの多様化も進んでおり、それぞれのチャネルの特性にあわせた商品も開発されてきている。

このように商品および販売チャネルの多様化等の環境の変化していることから、商品間で販売コストや管理維持コストに差異が生じていることが考えられ、会社全体だけで収益を管理していくのではなく、それぞれの商品の特性に合わせた直接的な収益管理及びその結果を反映させた商品開発が重要となっている。資産運用リスクを管理し、他の金融商品と競合していくような商品を作るためには、負債のキャッシュフローの特性にあわせた効率的な資産運用をすること、つまりALM的な資産管理を行うことが不可欠である。

また、相互会社においても無配当保険が併売されるなど、区分經理を実施し、区分間の内部補助を遮断し、利益還元の公平性・透明性を確保することが重要である。さらに、株式会社においても、株主への経営状態の説明やより一層の事業運営の効率化を図るために、区分經理等を活用した収益管理の重要性が高まってきている。

#### 2. 適切な区分經理を実施するための留意点

区分經理を活用できるものとするためには、目的に応じた適切かつ有効な商品区分、資産区分の設定、適切な事業費の配賦等を行うことが重要である。

## 2-1 適切かつ有効な商品区分、資産区分の設定

商品区分は、基本的には有配当保険と無配当保険、団体保険、団体年金保険や一時払養老保険等、損益パターンの特徴により商品区分を設定するが、個人年金保険や無選択保険、医療保険等が会社収支に重大な影響を及ぼすと考えられる場合、また、販売チャンネルが多様化する中、チャンネルによって事業費や発生率に差異が生じる場合には別区分とすることも検討する必要がある。ただし、細かく設定すればするほど、事務負荷がかかり、期間損益も安定しなくなるため、商品区分の設定はその重要性を検討した上で行うことが重要である。

資産区分は、細かく設定するほど資産規模が小さくなり、効率が悪くなることが考えられることから、会社収益に与える影響と効率性、事務負荷を十分検討したうえで定めることが重要である。特に、資産区分の設定は、ALM的な資産管理の観点から、流動性や負債のデュレーション等キャッシュフローの特性で区分を設定することが重要である。

加えて、区分の成長性も商品区分、資産区分設定の重要な要素である。商品ポートフォリオの大きな変動に伴い、商品区分（場合によっては資産区分も）の設定を見直す必要がある。

## 2-2 事業費の配賦

適切な区分経理の実施には、適切な事業費配賦が不可欠になる。固定費用か変動費用なのか、変動費用ならば、件数に比例するのか保険金額に比例するものなのか等、事業費を配賦する基準を適切に設定する必要がある。

## 2-3 システムの構築

損益科目の商品区分別の管理や資産運用損益、含み損益の資産区分別の管理には、システムの構築も必要となる。システム開発は多大なコストを伴う場合もあることから、構築内容の重要性を十分検討したうえで実施する必要がある。

## 3. 区分経理の活用方法

### 3-1 利益還元の公平性・透明性の確保

区分経理を活用し、区分毎の損益を明確にし、利益還元の根拠とすることで公平性・透明性を確保することができる。特に有配当区分では、契約者への配当の公平性・透明性の確保のため、適切な区分経理の実施が重要となる。

保険業法では、剰余金の分配または契約者配当の計算は、「保険契約の特性に応じて設定した区分毎に」計算することが規定されており、生命保険会社の保険計理人の実務基準では、衡平・公正な配当の確認は区分経理で設定した商品区分毎に行うことと規定

されている。

### 3-2 保険種類相互間の内部補助の遮断

生命保険会社の保険計理人の実務基準では、責任準備金の十分性確認において区分経理の商品区分毎に将来収支分析を行うことと規定されている。

商品区分はセルフサポートが基本であり、その中で保険料および責任準備金の十分性を満たす必要がある。言い換えれば、区分毎の十分性の確保が、契約者の公平性の確保および会社の健全性の確保につながる。

また、商品区分の規模が小さくなると毎年の保険収支が安定しなくなり、安定的な保険制度の運営が難しくなるため、他の商品区分への統合も検討する必要がある。

### 3-3 事業運営の効率化

例えば販売チャネルを反映した商品区分の設定が行われていた場合、区分毎の損益、効率が明らかになり、また、区分毎の新契約価値などを明らかにすることで、不採算区分の事業規模縮小、撤退の経営戦略の検討をする有効な材料となる。

つまり、区分毎の損益を明らかにすることで、その損益の特徴に応じ、手数料などの販売政策、経営戦略、経営資源の投入が可能になる。

### 3-4 商品設計や価格設定面での創意工夫などを図る

例えば、独立した商品区分及び資産区分を設定することにより、利率変動型商品や外貨建商品などのような資産運用結果を契約者価額に反映させた商品の開発が可能となる。

また、他の金融商品に競合する商品を開発する場合には、資産区分の資産運用方針に基づき予定利率を定め、必要ならばMVAを設定することで、リスクコントロールをしつつ、魅力ある商品設計が可能になる。

さらに、商品区分別の事業費を把握し、それを保険種類別・販売チャネル別に按分することでそれぞれの保険種類・販売チャネルに必要な予定事業費率を把握することが出来る。ただし、これらはあくまでも配賦によって得られた数字であり、常に精度改善の余地を持つことに留意が必要である。

### 3-5 キャッシュフロー分析を通じてリスク管理の充実を図る

区分経理の重要な目的の一つとしてALM的な資産管理があげられる。ALMに基づき、資産区分に属する商品区分のキャッシュフローの特性を分析することで、適切な資産配分を行うことができ、価格変動リスク、流動性リスクに対応することができる。

特に、負債のデュレーションが長期の商品では、株式や不動産等長期保有に適した資産占率を増やすことも可能となる。また、負債と資産のデュレーションをマッチングさ

せ、満期保有目的債券、責任準備金対応債券を設定することも重要な経営戦略となる。

昨今の金利上昇局面では、資産と負債のデュレーションを合わせることで、債券の含み損を実現化させないためには重要である。

魅力ある商品開発の面からも、資産区分の資産運用方針は資産区分に属する負債のキャッシュフローの特徴および負債のデュレーションをもとに設定することが重要である。特に、他の金融商品と競合していくような商品の場合、キャッシュフローの特徴および負債のデュレーションに合わせた資産運用を行うことが特に重要となる。このような場合には、独立した資産区分を設けて管理する必要がある。

### 3-6 区分経理毎から商品毎、販売チャネル毎分析へ

商品、販売チャネルが多様化する中、利源別収益を軸とした総量把握および継続率、新契約率、事業費率、利回り等の効率コントロールという間接的な収益管理に加え、商品毎、販売チャネル毎等の直接的な収益管理、リスク管理を用いることによる収益の拡大および契約者間のより一層の公平性の実現を目指すことが求められている。

ただし、商品単位で収益管理、リスク管理を実施していくことは、効率性、有効性、コスト面等から困難であることから、現実的には、商品特性や損益パターンにより商品区分を設定し、区分経理を利用することになる。

従って、商品区分の設定は商品毎の収益、リスク管理の基本となるよう設定することが重要である。

その一方で、区分経理の意義で述べた収益管理、リスク管理、契約者間の公平性の実現等は、商品毎、販売チャネル毎等を実施していくことが重要であり、アクチュアリーとして常に改善に向け検討していくことが重要である。

また、商品毎、販売チャネル毎の利源分析などによる単年度損益の分析だけでなく、エンベディッドバリュー、新契約価値などの別の評価方法を商品毎、販売チャネル毎に用いて多面的に分析することにより、販売手数料などの販売政策、経営資源の配分などの経営戦略をたてる上での検討材料に利用できる。

## (2)

### ①

- i) 経営上の諸リスクの顕在化に対する緩衝
- ii) 支払能力に対する信頼性の確保
- iii) 経営に必要な固定資産の取得資金
- iv) 無コスト資金としての収益性向上への寄与

②

この解答例では自己資本政策の策定プロセスの例を挙げることによって必要な項目をトレースしやすいようにしてみた。当然、多様な考え方があって然るべきであり、解答の書き方にも様々な方向性がある。以下は相互会社の立場に基づく解答の1つの例である。なお、株式会社の場合に関しても【 】内に適宜コメントを追記するものとする。

参考文献としてアクチュアリージャーナル第59号(2006年2月)を挙げておきたい。

## 1. 環境の変化と改善するソルベンシー

長期の医療保険や変額年金など、新しいリスクを内包する商品が開発、販売されるようになり、また、価格面でみても生命保険会社間での競争が激しくなっている。

一方、顧客や投資家の生命保険会社のソルベンシーに対する見方も高度化しており、より詳細・具体的・多角的なデータが要求されるようになっている。

これらに対応して、法令等により定められたソルベンシーに係わる基準・ツールとして、ソルベンシー・マージン比率だけでなく、責任準備金の充分性に関する保険計理人の実務基準、保険会社向けの総合的な監督指針および保険会社に係わる検査マニュアルに規定されたストレステストなどが順次導入されている。生命保険会社自身も、ALM管理や内部管理会計などを通じたリスク対応力の強化を図るようになっている。

また、バブル崩壊からの脱却による市場環境の好転及び経営努力により、逆ざやは漸減し、ソルベンシーについても充実しつつある傾向にある。

## 2. 自己資本政策の策定の基本的考え方と留意点

自己資本政策の策定の基本的考え方と留意点として以下のような項目が挙げられる。

### 2-1. 自己資本政策における「自己資本」

基金、基金償却積立金【株式会社の場合は、資本金、資本剰余金】などの、貸借対照表中の純資産の部に加え、危険準備金、価格変動準備金、配当準備金中のたまり部分なども含めた広義の自己資本が自己資本政策を考える上での対象となる。

### 2-2. リスク評価とソルベンシー検証の関係

生命保険会社の利益は経営努力によるものの他に営業保険料の設定に用いた安全割増によるものも多い。有配当契約については、この安全割増から得られた利益(の一部)については契約者に還元すべきであり、利益の内部留保を過剰に行うことは慎むべきと考えられる。【株式会社の場合は、株主への利益還元も考慮すべきである。例えば株式配当性向が低ければ株主利益が低下し、これに伴う株価低迷などの問題が生じうる。】つまり、自己資本が一定程度充実すれば、無目的な積立・利益の留保は行うべきではなく、自己資本を適正な(過大ではない)水準で維持する必要がある。

また、経営上の諸リスクの顕在化に備えるために自己資本を適正な（過小ではない）水準とするには最低限リスクに見合った自己資本とする必要がある。即ち、様々なリスクを想定したソルベンシー検証を行い、それに基づいた自己資本政策が必要である。

### 2-3. 資産・負債評価との関係

自己資本とは、資産から負債を控除したものであるため、自己資本政策は、資産・負債それぞれの評価と密接に関係する。特に、安定的・健全な経営のために保険契約にかかわるトータルなリスクをカバーする観点から考えると、責任準備金の評価と不可分である。したがって、1号収支分析等を通じた適切な責任準備金水準の認識が前提になる。

### 2-4. リスクコントロールと収益機会の関係

リスクテイクと収益機会が背反関係にある場合、ALMの実施や、商品ポートフォリオの再構成など、リスクコントロールをしつつ安定的に収益を向上させる工夫が必要である。

### 2-5. 資本コストとのバランス

自己資本政策を考える際に、そのコストは重要な要素である。資本調達のコスト対効果及びリスク軽減策と比較した場合のメリット・デメリットなどについて検討する必要がある。

外部調達の自己資本である基金については、基金利息の負担があり、償還期間までの返済が必要(劣後ローン、社債なども同様)である。さらに償却するときは基金償却積立金を積み立てる必要がある。【株式会社の場合、資本金については配当負担がある】

### 2-6. その他

その他、自己資本政策を検討する際に考慮すべき点としては以下の項目が挙げられる。

- ・ 支払能力に対する顧客や投資家からの信頼性を確保するためのソルベンシー・マージン比率等の目標値の設定
- ・ 安定的な契約者配当水準の維持に関する視点【株式会社の場合、これに加え安定的な株主配当の維持の視点も必要】
- ・ 生命保険会社の場合、経営に必要な固定資産の取得資金の調達に関する視点が重要になるケースは少ないが、将来の新規投資・事業展開などを見据えた目標値の設定値が必要なケースはある。また、設立間もない会社では、開業数年間の事業費負担を考慮する必要がある
- ・ 策定した自己資本政策を、顧客などの利害関係者にいかにわかりやすく伝え、営業等に活用するか。【株式会社であれば、自己資本比率、ROE、PBRなどの財務指標等も含め、IRの視点も必要】

### 3. 自己資本政策の策定プロセスの例

上記の項目を踏まえた自己資本政策の策定プロセスとして、例えば以下のように考えられる。

#### 3-1. 経営の基本的なビジョン、目的の設定

#### 3-2. 収益機会の認識と収益力の向上策を含む販売計画等の作成

自己資本充実などの必要に対応するため、収益力の高い新商品の発売や、販売チャネルの見直し、事業費の効率化などを図ることが考えられる。

#### 3-3. リスクの識別・認定

保険リスク、資産運用リスク、オペレーショナルリスクなどのリスクから事業運営上考慮すべきリスクを選定、識別する。(大災害、流行病、価格変動リスク、信用リスク、金利リスクなど)

#### 3-4. リスクの評価・ソルベンシーの検証

前述のリスクについて、どのように評価し、どこまでをカバーするべきかを明確化する。(例えば破産確率、タイムホライズンの設定)

リスク評価の手法の一つとして、法令等で規定された静的ソルベンシー検証であるソルベンシー・マージン比率がある。これは、保険会社の保有する「引き受けている保険に係わる保険事故の発生その他の理由により発生しうる危険であって通常の予測を超える」リスクと、自己資本を主要構成項目とするリスク担保能力との関係を表すフォーミュラ形式の指標であるが、保険会社共通であり個社の特性が反映されない、評価日時点の状態のチェックであり将来の変移が反映されないなどの限界があることに留意が必要である。

この他、将来のキャッシュフローを予測してリスクを評価する動的ソルベンシー検証としてストレステストが挙げられる。ストレステストについては、自社が保有するリスクに対応したシナリオが可能であるが、下記の点に留意するべきである。

- ・ 自己資本が、確率は低くても実際に発生した事象(震災、ブラックマンデー、低金利の持続、流行病など)に耐えられるか否か
- ・ 設定内容の根拠の明確性・適切性として、自社のリスク管理体制上一般的に用いられる最悪シナリオを反映した分析であること
- ・ 概要とその結果について外部意見の取得の有無、取締役会等報告の検討
- ・ ストレステストの実行にあたっては、モデル・シナリオの設定および客観性の確保の困難性、シミュレーション実施のシステム・人的コストの課題があること

- ・ バックテストによる検証、モデルの高度化など質的向上を継続的に行うべきであること

### 3-5. リスク軽減策

上記で評価されたリスクについて、自己保有すべきリスクと軽減されるべきリスクを決定し、再保険、ヘッジ、イミュナイゼーションなどによるリスク軽減策を検討し、政策に反映する。

### 3-6. 自己資本の構成の決定

自己資本の項目ごとの特性を踏まえ、上記のリスクに見合う自己資本の水準および構成、積立方法を検討する。

外部調達である、基金【株式会社の場合は、資本金】であれば、比較的自由かつ一時に調達できるが、利息【株式会社の場合、配当】負担があり、また調達先を確保する必要がある。

内部留保である、危険準備金、価格変動準備金等については、毎年の利益が源泉となることから長期的・計画的な積立を行うことになり、また、法令上の積立上下限、取り崩しルールなどの制限がある。

含み益(評価差額金)についても自己資本として考えることはできるが、政策的にコントロールすることは困難であり、自己資本政策の立場からは、割り引いて考える必要がある。

また、自己資本の積み立て財源に剰余金を用いるのであれば、その目的に向けて事業費効率化、目標利益水準を織り込んだ保険料設定などを検討するべきである。

さらに、目標水準積み立てに複数年かけるのであれば、その計画年数および達成までの期間における経過的なリスク対応策についても検討が必要となる。

## 4. まとめ

ここまで述べてきたとおり、自己資本政策のあり方を考えるにあたっては、保険会社の収益構造の把握、保険会社が考慮すべきリスクの適切な評価とその軽減策の検討、剰余還元等とのバランス、自己資本調達コスト等を踏まえた適正な（過大でもなく、過小でもない）自己資本水準とすることが必要であるといえる。

### 【解答にあたって】

留意点等が生保1に記載されていますのでご参照ください。

以上